

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	①食料品の物価高騰に対する特別加算	小学校1～4年生給食費無償化事業(R8.1～3月分)	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受ける保護者の負担軽減のため、小学校1～4年生の給食費R8.1月～3月分の無償化を実施する(教職員分を除く)。 ②学校給食費の無償化に伴う負担金 34,810千円 ③小学1年生 621人×13,650円=8,477千円 小学2年生 617人×14,190円=8,756千円 小学3年生 589人×14,190円=8,358千円 小学4年生 622人×14,820円=9,219千円 ④市立小学校1～4年生の保護者	R8.1	R8.3
2	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	下水道基本料金の4ヵ月免除事業	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受ける市民、事業者、団体等に対する支援として、下水道基本料金の4ヶ月免除措置を実施する。(公共施設分を除く) ②下水道事業会計に操出、下水道基本料金の減免に要する費用 ③市内の下水道基本料金の4ヵ月分免除相当額 120,000千円(30,000人×4,000円) ④水道契約を行っている者(公共施設を除く)	R7.4	R7.7
3	①食料品の物価高騰に対する特別加算	小学校5年生に係る学校給食費無償化事業	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受ける保護者の負担軽減のため、新たに小学校5年生の給食費無償化を実施する(教職員分を除く)。 ②学校給食費の無償化に伴う負担金 30,929千円 ③小学5年生 695人×191回×233円 ④市立小学校5年生の保護者	R7.4	R8.3
4	①食料品の物価高騰に対する特別加算	学校給食費値上げ分に対する補助事業	①材料費や原油価格の高騰に伴い令和6年度から2度値上げしている学校給食費について、その影響を受ける保護者を支援するため、当該値上げ相当分を補助し、保護者負担を据え置くもの(教職員分を除く)。 ②給食費増額相当分の負担金 ③対象児童(小学校1～4年生)5,918人に係る年間増額分46,297千円(1食あたりの値上げ額 小学1年生～3年生および義務教育学校前期課程1年生～3年生:39円、小学4年生および義務教育学校前期課程4年生:41円) ④小学校1～4年生の保護者	R7.4	R8.3
5	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	下水道基本料金の2ヵ月免除事業(R7予備費)	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受ける市民、事業者、団体等に対する支援として、下水道基本料金の2ヶ月免除措置を実施する。(公共施設分を除く) ②下水道事業会計に操出、下水道基本料金の減免に要する費用 ③市内の下水道基本料金の2ヵ月分免除相当額 60,718千円(30,000人×約2,000円)のうち、R7予備費分 ④水道契約を行っている者(公共施設を除く)	R8.2	R8.3
6	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	下水道基本料金の2ヵ月免除事業(R6補正)	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受ける市民、事業者、団体等に対する支援として、下水道基本料金の2ヶ月免除措置を実施する。(公共施設分を除く) ②下水道事業会計に操出、下水道基本料金の減免に要する費用 ③市内の下水道基本料金の2ヵ月分免除相当額 60,718千円(30,000人×約2,000円)のうち、R6補正分 ④水道契約を行っている者(公共施設を除く)	R8.2	R8.3
7	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	水道基本料金の2ヵ月免除事業(R6補正)	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受ける市民、事業者、団体等に対する支援として、上水道基本料金の2ヶ月免除措置を実施する。(公共施設分を除く) ②水道事業会計に繰り出し、水道料金基本料金の免除に係る費用 ③市内全用途の水道基本料金の2ヵ月分免除相当額 87,000千円(35,000件×約2,430円及び事務費2,000千円)のうち、R6補正分 ④水道契約を行っている者(公共施設を除く)	R8.2	R8.3
8	④消費下支え等を通じた生活者支援	水道基本料金の2ヵ月免除事業(R7補正)	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受ける市民、事業者、団体等に対する支援として、上水道基本料金の2ヶ月免除措置を実施する。(公共施設分を除く) ②水道事業会計に繰り出し、水道料金基本料金の免除に係る費用 ③市内全用途の水道基本料金の2ヵ月分免除相当額 87,000千円(35,000件×約2,430円及び事務費2,000千円)のうち、R7補正分 ④水道契約を行っている者(公共施設を除く)	R8.2	R8.3